# 令和6年度

江戸川区養子縁組民間あっせん機関助成事業 養親希望者手数料負担軽減事業の交付申請について

- 1 事業の概要
- 2 補助の内容・要件
- 3 交付申請の手続き
- 4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

## 事業の概要

1 この事業は、江戸川区内に居住する養親希望者の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、江戸川区が養親希望者に対して、 当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものである。

#### 2 補助の内・要件

- (1) あっせん機関が、事業所が所在する都道府県から許可を受けた日付よりのちに締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、 養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行う。
- (2) 令和6年度に補助対象となるのは、下記ア、イのいずれも満たす場合である。 ア 平成31年4月1日~令和7年3月31日までに縁組成立前養育を開始していること イ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに手数料を払っていること (令和7年4月1日以降の支払いについては、令和7年度の助成事業の補助対象と なる。)。

	令和 元年度 <sub>(平成</sub> 31 年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和6年度	令和 7年度
事業所が所在する都道府県知事か許可を受けた日以降にあっせん契約を締結していることが必要								
	縁組成立前養育を平成 31 年4月1日~令和7年3月31日までに開始して いる事が必要							
						に対す 4月1 31 E	希望者からあっせん機関 する手数料は、令和6年 1日から令和7年3月 までの間に支払われて ことが必要	
					令和( 4月 <sup>-</sup>	-	令和7年 3月31日	

- (3) あっせん機関に対して支払った手数料について、1人(世帯) あたり40万円を上限として補助を行う。
- (4)補助の回数は1回のあっせんごとに1回に限る。
- (5) 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、区内に居住していることが必要(交付申請の時点で、縁組成立養育が開始していない場合には、交付申請の時点で区内に居住していることが必要)

## 3 交付申請の手続き

- ・4ページ「交付申請必要書類一覧・チェックリスト」
- 別紙の記載例も併せてご確認ください。

	【必要書類】必要書類		
1	江戸川区養子縁組民間あっせん機	。	
	関助成事業補助金(変更)交付申		
	請書(様式1)	・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをと     ってください。	
2	所要額調書(養親希望者手数料負	) C \ /C & V 1.	
	担軽減事業)(様式2)		
3	江戸川区養子縁組民間あっせん機	・あっせん事業者が記入する書類です。	
	関助成事業手数料支払証明書	あっせん機関が記入したものを、江戸川区にご提出	
	(様式3)	ください。	
		・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをと	
		ってください。	
4	あっせん機関が発行した領収書の	・あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するた	
	コピー	めの書類です。	
	(※交付申請の時点であっせん機	・コピーをご提出ください。領収書原本はお手元で保	
	関に手数料を支払い、領収書の交	管してください。	
	付を受けている場合)	• 交付申請の時点で手数料を支払っていない場合に	
		は、実績報告の際にご提出いただきます。	

### 【申請方法•送付先】

- ○申請は郵送でお願いします。
- ○簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達が証明される郵便をお勧めします。

住所:132-0021 東京都江戸川区中央3-4-18

宛先:江戸川区子ども家庭部援助課里親支援係(江戸川区児童相談所(はあとポート)内)

電話:03-5678-1810(代表)(平日8時30分~17時)

#### 【補助金支払いまでの流れ】

	令和7年度		
交付申請	交付決定	実績報告書の提出	補助金の支払い
令和7年2月17日(月)	令和7年2月下旬	令和7年3月19日(水)	令和7年4月下旬
締切	(通知書を送付)	締切予定	予定

- ※ 上記期日に依り難い場合は、お知らせください。
- ○交付申請を受けて、交付決定の通知をお送りします。
- ○交付決定の後、実績報告書の提出が必要です。 実績報告書の提出については、交付決定の通知を送付する際に、別途お知らせいたします。

#### 【支払いに当たっての注意事項】

- 補助金は口座振込でお支払いします。
- ○振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。 (旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。)
- 〇ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。

#### 【その他の留意点】

- 〇申請書添付書類の発行にかかる手数料及び切手代等郵送にかかる費用などは、申請者の負担となります。
- 〇補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民登録を行っている住所以外に送付すること はできませんので、申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出して下さい。
- 〇申請書に不備があった場合は、確認や追加提出依頼のために江戸川区担当者から連絡することが あります(原則として、申請者の電話番号にご連絡します。)。
- 〇提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 〇本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

# 養親希望者手数料負担軽減事業 交付申請提出書類一覧・チェックリスト

No.	提出書類	V		
交	付申請様式			
1	江戸川区養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金(変更)交付申請書(様式1)			
	申請年月日は記載していますか。			
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。			
	申請年月日の時点で江戸川区内に居住していますか。			
	氏名の横に押印していますか。(シャチハタ印不可)			
2	所要額調書(養親希望者手数料負担軽減事業)(様式2)			
	申請者は交付申請書(様式1)の申請者と同一ですか。			
	住所は住民登録の住所と一致していますか。			
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日は、手数料支払証明書			
	(様式3)に記載してある年月日と一致していますか。			
	縁組成立前養育開始(予定)年月日の時点で、江戸川区に居住していますか。 			
	補助金算定額表の総事業費の欄には、あっせん機関に支払った手数料の総額を記載していますか。ま			
0	た、手数料支払証明書(様式3)に記載してある領収(予定)金額と一致していますか。			
3	江戸川区養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書(様式3)			
	※本様式は、あっせん機関が記入します。江戸川区には原本の送付が必要です。本人控えとして、コピーを取ってください。			
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日、あっせん手数料の領			
	収(予定)日・領収(予定)金額を確認しましたか。			
その	他参考となる資料			
	あっせん機関が発行した領収書のコピー			
	※交付申請の時点であっせん機関に手数料の支払いを行っており、あっせん機関から領収書の交付を			
	受けている場合には、領収書のコピーを添付してください。			
	領収書の日付は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの日付ですか。			
	領収書の日付は、手数料支払証明書(様式3)のあっせん手数料の領収日と一致していますか。			
	領収書の金額は、手数料支払証明書(様式3)のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。			